

不妊治療を受けやすい環境の整備について

福井県

資料2

現状・課題

- ・ 令和4年4月から、不妊治療の公的医療保険の適用範囲が拡大され、体外受精などの生殖補助医療への保険適用が開始
- ・ 高度な医療技術が必要な先進医療には公的医療保険は適用されないが、受診する医療機関によっては一般の保険診療との併用が認められる
- ・ 令和5年に実施された体外受精などの件数は約56万件、体外受精などにより出生した児は約8万5千人(8人に1人)で過去最高を更新
- ・ 各地方自治体においては様々な独自助成が実施されており、生殖補助医療を受ける方の増加等により財政負担が増加している

■福井県における不妊治療支援

○令和4年10月から、生殖補助医療の保険適用となる治療に加え先進医療も対象として自己負担額の一部助成を開始

※自己負担額が6万円を超えないように支援

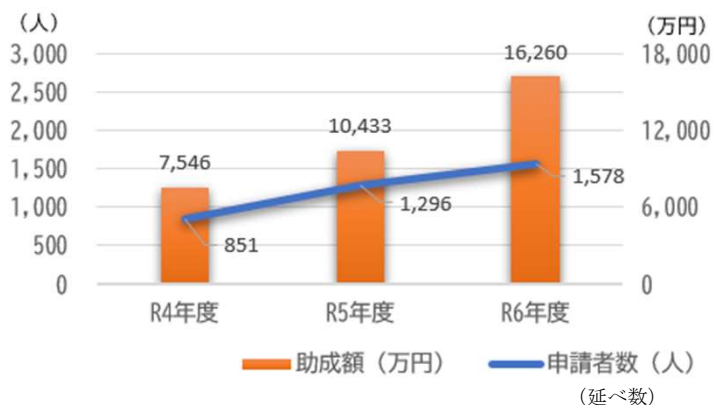
※国で審議中の治療技術や、保険適用終了後の治療も対象

⇒ 本制度による出生数の増加は、**年間200件以上**(県独自推計)
※本県のR6年出生数は、約4,400人(約5%に相当)

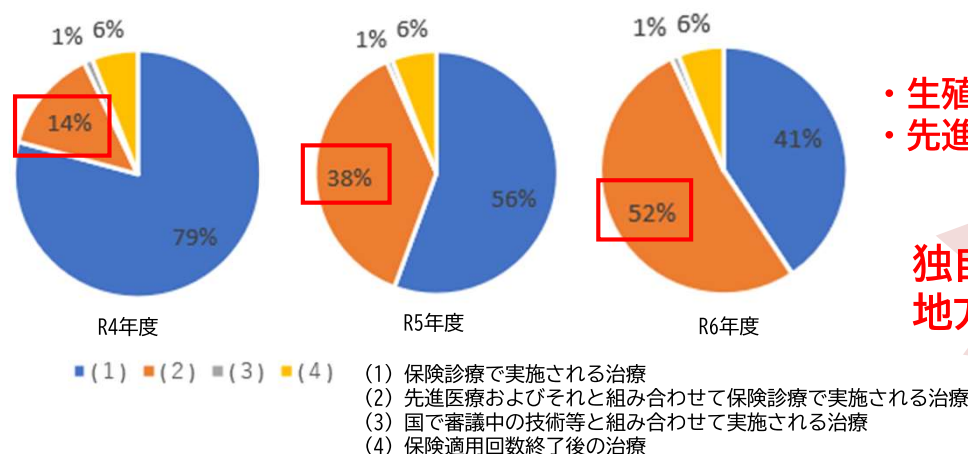
■各都道府県 生殖補助医療に係る助成の実施状況

	保険適用治療の 自己負担額への助成	先進医療等への助成	計 (助成実施)
都道府県独自助成	10府県	23都府県	28都府県
市町村への補助	4県	8道府県	10道府県
	14府県	31都道府県	38都道府県

<本県の助成申請者数と助成額の推移>



<本県の助成申請者の治療内容(割合)>



・ 生殖補助医療を受ける方が増加
・ 先進医療が当たり前に

独自の助成を行う
地方自治体の負担が増加

提言要旨

- ・ 不妊治療の適用外とされた先進医療等について、最新の科学的知見等を反映し、保険適用範囲の拡充を速やかに行うこと
- ・ 不妊治療を受けやすい環境整備に向けて独自に助成等を行う地方自治体に対し財政的支援を行うこと